

飲食物の施設内への持ち込みについて

感染症(食中毒を含む)予防や誤嚥、食事制限が必要なご利用者様がいらっしゃいますので、利用者間トラブルを避ける為、飲食物の持ち込みにつきましては、以下の点に、注意して頂きたいと思います。

原則は、面会時に飲食して頂く。又は、当日食べきれる量のお預かり、とさせて頂いております。

1. 飲食物の持ち込みの際は、必ず職員にお声がけ下さい。品物を確認させていただきます。
2. 必ず、賞味期限が分かるようご持参下さい。
3. 当日中に食べきれなかった物は、賞味期限に関わらず処分させていただきます。
※持ち込み量に関しては利用者様の精神状態により個別に相談させて頂く場合があります。
4. お預かりした物を他の利用者様に渡してしまう場合は、お預かりを禁止させて頂く事があります。ご理解下さい。

お預かりできる物

- ・個包装されたお菓子
- ・ゼリー、プリン、ヨーグルト（市販品）

面会時に飲食できる物

- ・みかん、バナナ、（面会時に皮を剥いてください）
- ・カットフルーツ（市販品で賞味期限の記載がある物）
- ・袋入りのお菓子（スナック菓子等、残った物はお持ち帰り下さい）
- ・上記のお預かりできる物に記載されている物

* お預かりやお持込できない物

- ・生鮮食品(お刺身、生果物など)
- ・餅 及び 餅類のお菓子
- ・手作り料理等(お菓子、惣菜など)
- ・調理、カットが必要な物

※生果物については衛生管理ができない為、お預かりできません。ご了承下さい。

施設内の利用者様におきましては、抵抗力の弱い方や誤嚥のリスクがある方等、他にも塩分や糖分制限がある方が生活されております。以上の点をふまえ、何卒、ご理解・ご協力をお願い申し上げます。